

令和4年度の
決算見込みが
まとまりましたので
お知らせします

協会けんぽ 2022(令和4)年度決算(見込み)のお知らせ

2022年度の決算(見込み)のポイント

2022年度の決算は収入が11兆3,093億円、支出が10兆8,774億円で、収支差は4,319億円となりました。

ポイントとして、収支差は前年度比で増加(+1,328億円)しましたが、この要因は、保険料収入の増加(+1,868億円)より保険給付費の増加(+2,502億円)が上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う2020年度の高齢者の医療費の一時的な減少により、後期高齢者支援金に多額の精算(戻り分1,901億円)が生じたこと等によって支出の伸びが抑えられたことによるもので、一時的な特殊事情によるものです。

※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2022年度決算(見込み) | 医療分

収入	11兆3,093億円 (+1,813億円)
支出	10兆8,774億円 (+ 486億円)
収支差	4,319億円 (+1,328億円)
準備金	4兆7,414億円 (+4,319億円)

※()内は、対前年度比。

保険給付費 63.9%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への拠出金等 33.0%

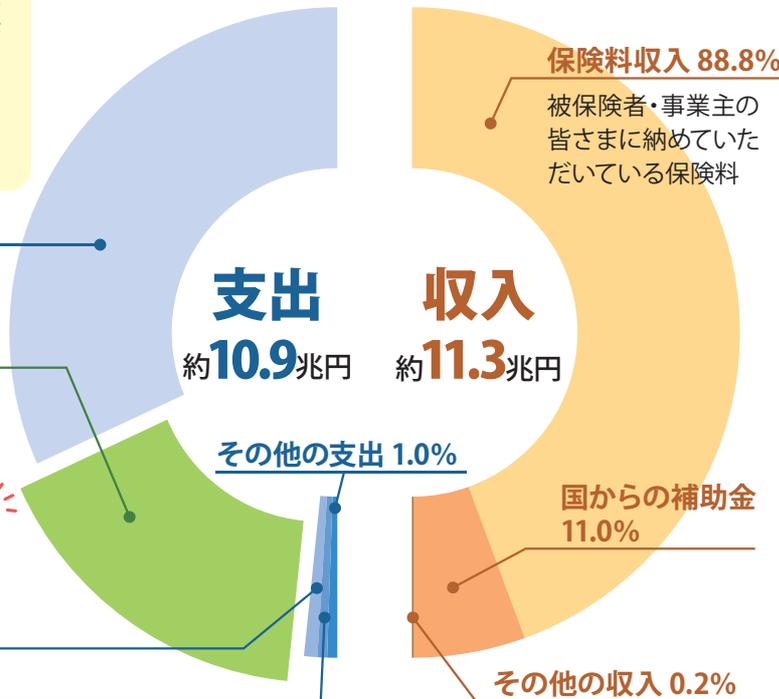
高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の約1/3を占め、重い負担になっています。

今後、団塊の世代が75歳以上となることによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。



健診・保健指導経費 1.2%

協会事務費 0.9%



Q. 2022年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- 収入面では、賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であること等によって、これまでのような保険料収入の増加が今後も続くとは期待し難いこと。
- 支出面では、医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移した2021年度(対前年度比+8.6%)をさらに上回り、2022年度は対前年度比+4.4%と高い伸びで推移していることや、今後も、後期高齢者支援金の増加が見込まれること。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。



医療費の適正化にむけて

2022年度 和歌山支部の
ジェネリック医薬品使用促進の取り組み

ジェネリック医薬品の使用促進は、増え続ける医療費を抑えるため大変重要です。和歌山支部では使用促進のためにテレビCMやラジオCMのほか、JR和歌山駅でデジタルサイネージ(電子看板) 広告を実施しました。

健康経営優良法人2024の申請が始まりました

健康経営とは

従業員の健康を重要な経営資源ととらえ、健康増進に積極的に取り組む経営戦略のことです。会社として健康経営を実践することで、従業員の活力向上や生産性の向上、企業イメージの向上などのメリットにつながります。 ※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営優良法人認定制度とは

特に優良な健康経営を実践している事業所を国が顕彰する制度です。認定を受けることで健康経営優良法人のロゴマークを使用できるようになり、従業員の健康づくりに積極的に取り組んでいる企業であるとアピールできます。

申し込み方法

申請受付期間 **8月末～10月**



大規模法人部門

健康経営度調査票を回答し
専用ページにアップロード



中小規模法人部門

認定申請書を記載し、
専用ページにアップロード

健康経営優良法人2023認定法人(和歌山支部加入)

第7回となる「健康経営優良法人2023」において、和歌山支部加入事業所からは、**87事業所**が認定されました。

大規模法人部門

4 法人

内訳

中小規模法人部門
(ブライツ500)

1 法人

中小規模法人部門

82 法人

健康経営
優良法人について
詳しくはこちらから



※「ACTION!健康経営(日本経済新聞社)」/健康経営優良法人認定事務局ポータルサイトにアクセスします

被扶養者資格の再確認にご協力ください

10月下旬から11月上旬にかけて、被扶養者の資格を満たしているかを確認するために被扶養者状況リストを送付します。対象の方の資格を確認し、提出期限までに回答をお願いします。

確認の対象となる方

令和5年4月1日時点で**18歳以上の被扶養者(協会管掌健康保険)**

※すべての被扶養者が該当しない場合は、被扶養者状況リストを送付していません。

《提出期限》令和5年**12月8日(金)**

下記に該当する場合は、その事実を証明する書類も提出してください。

- 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類(学生の場合は省略可)
- 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類



【お問合せ先】和歌山支部代表 (TEL 073-421-3100)

